

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由												
	第1編 総則	第1編 総則													
3	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項													
3	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項													
4	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 (略) また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等(以下「避難勧告等」という。)に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 (略) また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)及び災害発生情報等(以下「避難勧告等」という。)に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	表記の整理												
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱													
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱													
8	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>(1) (略) (2) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>(1) (略) (追加) (2) 医療、助産、<u>遺体</u>の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部電力株式会社	(1) (略) (2) (略) (追加)	日本赤十字社	(1) (略) (追加) (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社 <u>(※1)</u></td> <td>(1) (略) (2) (略) (※1) <u>中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む(以降同じ。)</u></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>(1) (略) (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、<u>死体</u>の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部電力株式会社 <u>(※1)</u>	(1) (略) (2) (略) (※1) <u>中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む(以降同じ。)</u>	日本赤十字社	(1) (略) (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)	災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正及び表記の整理 中部電力(株)の分社に伴う修正
機関名	内 容														
中部電力株式会社	(1) (略) (2) (略) (追加)														
日本赤十字社	(1) (略) (追加) (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)														
機関名	内 容														
中部電力株式会社 <u>(※1)</u>	(1) (略) (2) (略) (※1) <u>中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む(以降同じ。)</u>														
日本赤十字社	(1) (略) (2) <u>避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理(一時保存を除く。)の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)														
10	第2編 災害予防	第2編 災害予防													
10	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進													
11	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携													
11	3 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、 <u>平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な</u>	3 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、 <u>平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の</u>	表記の整理												

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織が<u>防災に関するNPO</u>、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>NPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 町は、自主防災組織が<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
12	<p>6 防災ボランティア団体等との連携</p>	<p>6 防災ボランティア団体等との連携</p>	<p>表記の整理</p>
12	<p>行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。</p> <p>そのため町は、<u>社会福祉協議会</u>、<u>日本赤十字社等</u>や<u>ボランティア団体</u>との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、<u>防災ボランティア団体等</u>との意見交換に努める。</p> <p>エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及び<u>ボランティア関係団体</u>とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) コーディネーターの確保</p> <p>町は、<u>防災ボランティア団体</u>と連絡を密にし、ボランティアと</p>	<p>行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。</p> <p>そのため町は、<u>社会福祉協議会</u>、<u>日本赤十字社等</u>や<u>NPO・ボランティア関係団体</u>との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との意見交換に努める。</p> <p>エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及び<u>NPO・ボランティア関係団体</u>とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) コーディネーターの確保</p> <p>町は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と連絡を密にし、ボラ</p>	<p>表記の整理 及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	して被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。	ンティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。	
13	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
13	2 企業における措置 (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。	2 企業における措置 (略) (2) 生命の安全確保 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。 <u>また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	
14	(略) 3 町及び商工団体等における措置 町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画(BCP)の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) 事業継続計画(BCP)の策定促進 ア 普及啓発活動 町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。 イ 情報提供 企業が事業継続計画(BCP)を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。	(略) 3 町及び商工団体等における措置 町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、 <u>事業継続計画(BCP)等の</u> 策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。 また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (1) <u>事業継続計画(BCP)等の</u> 策定促進 ア 普及啓発活動 町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画(BCP)の必要性について積極的に啓発していくものとする。 <u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u> イ 情報提供 企業が事業継続計画(BCP)等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>(2) 相談体制の整備 町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、予め整理しておくものとする。</p>	<p>(2) 相談体制等の整備 町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、予め整理しておくものとする。<u>また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	
15	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
16	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
16	<p>3 ハザードマップ(防災マップ)の配布 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示すること<u>に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 ハザードマップ(防災マップ)の配布 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正</p>
18	第5節 農地防災対策	第5節 農地防災対策	
18	<p>2 ため池等整備事業 (略) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握</p>	<p>2 ため池等整備事業 (略) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池(防災重点ため池)について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	<p>するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</p> <p>また、<u>防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	
25	第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	第5章 交通・ライフライン関係施設の安全化	
25	第2節 ライフライン施設	第2節 ライフライン施設	
	<p>(追加)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>1 町における措置</p> <p>(1) 施設の代替性及び安全性の確保</p> <p><u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p><u>町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力的体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	
33	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
33	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	第3節 情報の収集・連絡体制の整備	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>1 情報の収集・連絡体制 町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</p> <p>2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 情報の収集・連絡体制 町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>2 通信手段の確保 (1) 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、<u>大規模停電時も含め</u>災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 (略)</p> <p>3 <u>被災者等への情報伝達</u> <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>	
34	第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	第6節 防災施設・設備及び災害用資機材等	
35	<p>(略)</p> <p>4 応急活動のためのマニュアルの作成等 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>4 応急活動のためのマニュアルの作成等 町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>また、町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。</u></p>	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
35	<p>5 人材の育成等</p> <p>町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p>	<p>5 人材の育成等</p> <p><u>(1) 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</u></p> <p><u>(2) 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(3) 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p>	
35	<p>6 防災中枢機能の充実</p> <p>町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</p> <p>なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>6 防災中枢機能の充実</p> <p><u>(1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3時間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u></p> <p>なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。</p> <p>7 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援</u></p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>7 浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>8 防災用拠点施設の番号標示(略)</p>	<p><u>協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>8 浸水対策用資機材の整備強化 町は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。</p> <p>9 防災用拠点施設の番号標示(略)</p>	
36	<p>第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策</p>	<p>第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策</p>	
	<p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、<u>適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できる</u>よう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや簡易トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>2 広域連携、民間連携の促進 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。</p>	<p>1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定 町は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、<u>円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できる</u>よう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや簡易トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>2 広域連携、民間連携の促進 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。 <u>なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正及び愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正</p>
38	<p>第10章 避難行動の促進対策</p>	<p>第10章 避難行動の促進対策</p>	
38	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図るとともに、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力</p>	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 <u>1</u> 町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図るとともに、気象警報や避難勧告等が<u>速やかに</u>確実に伝わるよう、関係事業者</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(追加)</p>	<p>者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>2 町は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p>	
39	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
39	<p>1 マニュアルの作成 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>ア 気象予警報及び気象情報</p> <p>イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>1 マニュアルの作成 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>ア 気象予警報及び気象情報</p> <p>イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>ウ <u>土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、土砂災害危険度情報</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>表記の整理</p>
41	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
41	<p>1 避難計画</p> <p>町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p>	<p>1 避難計画</p> <p>町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29)を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
(略)	(略)	(略)	
42	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
42	<p>住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難のための知識の普及</p> <p>町及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難時における知識</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきこと</p> <p>(略)</p>	<p>住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難のための知識の普及</p> <p>町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難時における知識</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「<u>屋内安全確保 (垂直避難等)</u>」を行うべきこと</p> <p>(略)</p>	<p>実施機関の追加及び表記の整理</p>
44	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
44	<p>基本方針</p> <p>○ 町は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p>○ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 町は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p>○ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行</p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29)を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>○ 町及び県は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	<p>うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</p> <p>○ 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</p> <p>○ <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>○ 町及び県は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
44	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備	
44	2 指定避難所の指定 (1) (略) <u>(追加)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(追加)</u>	2 指定避難所の指定 (1) (略) <u>(2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</u>	国のガイドライン等に基づく修正
45	4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に	4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、 <u>マスク、消毒液の配備に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> <u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u> また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、 <u>緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備</u>	防災基本計画の修正 (R2. 5. 29)を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
46	<p>備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>6 避難所の運営体制の整備 (1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>6 避難所の運営体制の整備 (1) (略) (2) (略) (3) (略) <u>(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</u> <u>(5) 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	
46	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
46	<p>1 社会福祉施設等における対策 (略) (追加)</p> <p>(略)</p>	<p>1 社会福祉施設等における対策 (略) <u>(5) 非常用電源の確保等</u> <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29))を踏まえた修正</p>
48	<p>4 外国人等に対する対策 (略) (6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや愛知県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用</p>	<p>4 外国人等に対する対策 (略) (6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援セン</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>等が図られるための体制整備を推進する。</p>	<p>ターの体制整備を推進する。</p>	
50	<p>第12章 広域応援体制の整備</p>	<p>第12章 広域応援体制の整備</p>	
50	<p>第1節 広域応援体制の整備</p>	<p>第1節 広域応援体制の整備</p>	
50	<p>2 応援協定の締結等</p> <p>(1) 相互応援協定</p> <p>町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 民間団体等との協定</u></p> <p>町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>3 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急</p>	<p>2 応援協定の締結等</p> <p>(1) 相互応援の締結</p> <p>町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(2) 技術職員の確保</p> <p><u>町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 民間団体等との協定の締結等</u></p> <p>町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>3 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備</p> <p>(1) 防災活動拠点の確保等</p> <p>町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、</p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>ては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>(2) 受援体制の整備</p> <p><u>町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</u></p> <p><u>また、町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p>	
51	<p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p>	<p>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</p>	
51	<p>1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p>	<p>1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</p> <p>町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(R2.5.29)を踏まえた修正</p>
52	<p>第13章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第13章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
	<p>基本方針 (略) (追加)</p>	<p>基本方針 (略)</p> <p>○ <u>町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
54	第2節 防災のための意識啓発・広報	ものとする。	
54	1 防災意識の啓発	第2節 防災のための意識啓発・広報	
	<p>災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>1 防災意識の啓発 住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、<u>自らの判断で避難行動をとることができるよう</u>、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正、対策の追加</p>
	<p>2 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p>また、広報紙等により防災知識の高揚を図るとともに、防災リーダーと連携・協力し、各種団体等の研修会及び各種講習会等の機会を活用して、防災知識の普及を図る。</p> <p>3 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</p> <p>また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するように呼び掛ける。</p> <p>さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p>また、広報紙等により防災知識の高揚を図るとともに、防災リーダーと連携・協力し、各種団体等の研修会及び各種講習会等の機会を活用して、<u>防災知識の普及を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>3 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、<u>マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。</u>さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するように呼び掛ける。</p> <p>さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正</p>
57	第14章 防災に関する調査研究の推進	第14章 防災に関する調査研究の推進	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>(略)</p> <p>2 調査研究結果の活用</p> <p>(1) 防災カルテの整備</p> <p>町は、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、きめ細やかな地区別防災カルテ及び防災マップの作成を積極的に推進する。</p> <p>さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 調査研究結果の活用</p> <p>(1) 防災カルテの整備</p> <p>町は、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに</u>、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、きめ細やかな地区別防災カルテ及び防災マップの作成を積極的に推進する。</p> <p>さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。</p> <p>(略)</p>	
58	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
58	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
58	<p>基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p><u>(追加)</u></p> </div>	<p>基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。</p> <p>○ <u>一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県が救助の主体となり災害救助を実施する。</u></p> </div>	<p>地震・津波 災害対策計画の修正 (R2.6.1) と合わせた修正</p>
65	第3節 非常配備	第3節 非常配備	
	<p>町長は、町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の防災対策の推進を図るため、本節「2 非常配備の基準」に応じて、あらかじめ町職員の非常配備体制を定め、迅速な初動態勢の確保に努めるものとする。</p> <p>1 非常配備の区分</p> <p>非常配備は、次の三段階に区分する。</p> <p>(1) 第一非常配備</p> <p>災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様、又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、</p>	<p>町長は、町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の防災対策の推進を図るため、本節「2 非常配備の基準」に応じて、あらかじめ町職員の非常配備体制を定め、迅速な初動態勢の確保に努めるものとする。</p> <p>1 非常配備の区分</p> <p>非常配備は、次の三段階に区分する。</p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様、又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小</p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>又はごく小規模の災害が発生したときなどに、必要最小限の非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。</p> <p>(2) 第二非常配備 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 必要に応じ災害対策本部を設置し、災害対策が円滑に遅滞なく行える態勢とする。</p> <p>(3) 第三非常配備 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに町職員全員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す体制をとる。</p> <p>2 非常配備の基準 (1) 非常配備時期及び非常配備員 各段階における非常配備時期及び非常配備員は、非常配備基準のとおりとする。</p> <p>[非常配備の基準]</p>	<p>規模の災害が発生したときなどに、必要最小限の非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。</p> <p>(2) 第2非常配備 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 必要に応じ災害対策本部を設置し、災害対策が円滑に遅滞なく行える態勢とする。</p> <p>(3) 第3非常配備 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに町職員全員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す体制をとる。</p> <p>2 非常配備の基準 (1) 非常配備時期及び非常配備員 各段階における非常配備時期及び非常配備員は、次の非常配備基準のとおりとする。</p> <p>[非常配備の基準]</p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)			修正案			改正理由
	区分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)	区分	指令又は解除時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)	
	(追加)	(追加)	(追加)	警戒配備	<p><指令の時期></p> <p>1 次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれなくなったとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	防災交通課職員	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)		修正案		改正理由
第一非常配備	<p><指令の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれのある場合で次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨注意報</p> <p>(2) 洪水注意報</p> <p>(3) 高潮注意報</p> <p>2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3 「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されたとき。</p> <p>4 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したとき。</p> <p>5 その他災害が発生するおそれのある場合(災害対策本部の設置に至らない場合)又は小規模の災害が発生したとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>・勤務時間外にあってはあらかじめ町長の指名する職員及び防災交通課職員</p>	<p><指令の時期></p> <p>1 災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報</p> <p>(2) 暴風警報</p> <p>(3) 洪水警報</p> <p>(4) 高潮警報</p> <p>(5) 暴風雪警報</p> <p>2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3 町内河川の水位表示板で、堤防高から-1.10m(須賀川にあっては、-1.22m)を越えたとき。</p> <p>4 町又は町の周辺地域において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。</p> <p>5 その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。</p> <p>6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>あらかじめ町長が指名する職員及び防災交通課職員</p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
第 二 非 常 配 備	<p><指令の時期></p> <p>1 相当規模の災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報</p> <p>2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</p> <p>4 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p><指令の時期></p> <p>1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。</p> <p>2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。</p> <p>4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。</p> <p>5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。</p> <p>6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。</p> <p>7 町内河川の水位表示板で、堤防高から-0.60m(須賀川にあっては、-0.72m)を越えたとき。</p> <p><解除の時期></p> <p>1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。</p> <p>2 災害応急対策がおおむね完了したとき。</p>	<p>あらかじめ町長の指名する職員(第1非常配備員を含む。)及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>第三非常配備</p> <p>＜指令の時期＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 大規模な災害が発生したとき。 東海地震注意情報が発表されたとき。 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。 町又は町の周辺地域において震度5強以上の地震が発生したとき。 特別警報が発表されたとき。 <p>＜解除の時期＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 <p>職員全員 (災害対策本部設置)</p>	<p>第三非常配備</p> <p>＜指令の時期＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想される時。 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想される時。 町又は町の周辺地域において震度5強以上の地震が発生したとき。 特別警報が発表されたとき。 <p>＜解除の時期＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 <p>職員全員 (災害対策本部設置)</p>	
69	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
82	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導	
	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって半田警察署及び町が誘導を行う。その場合、避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難所を2箇所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路へ誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする</p>	<p>1 住民等の避難誘導</p> <p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって半田警察署及び町が誘導を行う。その場合、避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難所を2箇所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路へ誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする</p>	<p>防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	る。 (追加)	る。 (4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。	
84	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
95	第3節 広報	第3節 広報	
	4 広報活動の実施方法 (略) (3) 多様な情報手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。	4 広報活動の実施方法 (略) (3) 多様な情報手段の活用 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正
97	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
102	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
103	2 ボランティアの受入れ (1) (略) (2) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。 ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせん等の情報を提供する。 イ (略) ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。 エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。 オ (略) (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関	2 ボランティアの受入れ (1) (略) (2) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。 ア 災害対策本部やNPO・ボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせん等の情報を提供する。 イ (略) ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。 エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。 オ (略) (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボラン	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p><u>係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。</u></p> <p>3 <u>ボランティア団体等との連携</u> 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等 (略)</p>	<p><u>ティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。</u></p> <p>3 <u>NPO・ボランティア関係団体等との連携</u> 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p> <p>4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (略)</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p>
104	<p>第5節 防災活動拠点の確保</p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保</p>	
	<p>(略) (追加)</p>	<p>(1) (略) (2) <u>物資の輸送拠点について、町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p>	
108	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
108	<p>基本方針 ○ <u>医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</u> (追加) (略)</p>	<p>基本方針 ○ <u>医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</u> ○ <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</u> (略)</p>	<p>リエゾンの委嘱に伴う修正</p> <p>対策の追加</p>
108	<p>第1節 医療・助産(医療救護)</p>	<p>第1節 医療・助産(医療救護)</p>	
	<p>災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、被災状況を把握し、必要があると認めると</p>	<p>災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、被災状況を把握し、必要があると認めると</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
109	<p>きは、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、日赤、災害拠点病院等関係機関の協力を得て、町域を越えた協力体制を確立するとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>また、町は、県が設置する2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う<u>地域災害医療対策会議</u>に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>なお、災害により医療、助産機能が低下し、医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療、助産に関する処置を必要とするので、その方法を定めるものとする。</p> <p>2 救急搬送の実施</p> <p>(1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合消防本部及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>(2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合は、ドクターヘリ等を活用する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 町は、知多郡医師会東浦医師団・半田歯科医師会等との協定に基づいて医療救護活動に必要な医師用の救急薬品セットを備え、また避難所に多人数用救急セットを配備する。また、災害の状況により医薬品等が不足する場合は、知多薬剤師会及び知多郡医師会東浦医師団及び半田歯科医師会との協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づいて協定事業者及び最寄りの医院、医薬品等販売業者から調達するものとし、さらに不足する場合は2次医療圏ごとに設置される<u>地域災害医療対策会議</u>に調達の要請をする。</p>	<p>きは、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、日赤、災害拠点病院等関係機関の協力を得て、町域を越えた協力体制を確立するとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</p> <p>また、町は、県が設置する2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う<u>保健医療調整会議</u>に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p> <p>なお、災害により医療、助産機能が低下し、医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療、助産に関する処置を必要とするので、その方法を定めるものとする。</p> <p>2 救急搬送の実施</p> <p>(1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合消防本部及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。</p> <p>(2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合は、ドクターヘリ等を活用する。</p> <p><u>(3) 町は、地域医療搬送(被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいう。)の実施のため、空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット：SCU)の設置に協力をする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 町は、知多郡医師会東浦医師団・半田歯科医師会等との協定に基づいて医療救護活動に必要な医師用の救急薬品セットを備え、また避難所に多人数用救急セットを配備する。また、災害の状況により医薬品等が不足する場合は、知多薬剤師会及び知多郡医師会東浦医師団及び半田歯科医師会との協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づいて協定事業者及び最寄りの医院、医薬品等販売業者から調達するものとし、さらに不足する場合は2次医療圏等<u>の地区ごとに設置される保健医療調整会議</u>に調達の要請をする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理及び災害救</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>(2) 地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町からの医薬品の調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内で調達が不可能な場合は、<u>災害医療調整本部</u>に調達を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>(2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町からの医薬品の調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内で調達が不可能な場合は、<u>保健医療調整本部</u>に調達を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>6 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定している</u>ため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
113	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
113	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
113	<p>1 交通規制</p> <p>(4) 自衛官及び消防吏員の措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するた め、同法第76条の3の規定により措置することができる。その場 合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を 管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなけ ればならない。</p>	<p>1 交通規制</p> <p>(4) 自衛官及び消防吏員の措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保す るため、<u>緊急交通路において同法第76条の3の規定により緊急 通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措 置をとることができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により 当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警 察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	<p>対策の追加</p>
115	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
116	<p>(略)</p> <p>2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の 除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路 <u>(代替路及び補完路を含む。)</u>について、障害物の除去、応急復旧 等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
122	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
122	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
122	<p>1 避難所の開設</p> <p>町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u></p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>(略)</p>	<p>1 避難所の開設</p> <p>町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難者の把握</p> <p>必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p><u>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正</p> <p>国のガイドラインに基づき修正</p>
123	<p>(11) ペットの取扱</p> <p>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p>	<p>(11) ペットの取扱</p> <p><u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、</u>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p><u>また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
	<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>8 (追加)</p>	<p>(13) 感染症対策</p> <p>町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。</p> <p>なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。</p> <p>◆附属資料 84「災害救助法施行細則 (愛知県)」</p>	
124	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
125	<p>(略)</p> <p>9 (追加)</p>	<p>(略)</p> <p>9 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。</p> <p>なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。</p> <p>◆附属資料 84「災害救助法施行細則 (愛知県)」</p>	
135	第13章 ライフライン施設の応急対策	第13章 ライフライン施設の応急対策	
137	(追加)	第6節 ライフライン施設の応急復旧	
137	(追加)	<p>1 町及びライフライン事業者等における措置</p> <p>(1) 現地作業調整会議の開催</p> <p>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</p> <p>(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開</p> <p>合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>(R2.5.29)を踏まえた修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
140	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策	
142	2 情報の伝達系統 (略)	2 情報の伝達系統 (略)	
	<p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p> <p>※注: 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合</p>	<p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p> <p>※注: 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合</p>	<p>愛知県の組織改正に伴う修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
143	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	<p>(2) 自衛隊機の場合</p> <p>*伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - 県防災行政無線</p>	<p>愛知県の組織改正に伴う修正</p>

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
156	第21章 住宅対策	第21章 住宅対策	
156	第6節 住宅の応急修理	第6節 住宅の応急修理	
156	<p>被災住宅の修理は、居住のための必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。なお、町は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</p> <p><u>1 修理の対象住家</u> 住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>7 給付対象者の範囲</u> 半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</p> <p><u>8 (追加)</u></p> <p><u>9 (追加)</u></p>	<p>被災住宅の修理は、居住のための必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。なお、町は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</p> <p><u>1 応急修理を受ける者の範囲</u> (1) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>(略) (削除)</p> <p><u>7 災害救助法の適用</u> 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 また、災害救助法の適用基準については本編第5章第1節「救出・救助活動」による。</p> <p><u>8 災害救助法の適用がない場合</u> 災害救助法の適用がない場合は、町長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
165	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
166	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行 (令和2年2月修正)	修正案	改正理由
166	(略) <u>(追加)</u>	(略) 3 重要物流道路(代替・補完路を含む)の指定に伴う災害復旧事業の代行 <u>重要物流道路(代替・補完路を含む。)に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町からの要請により国が代行して実施することができる。</u>	表記の整理
169	第3章 災害廃棄物処理対策 3 大規模災害が発生した場合の対策 (略) (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア(略) イ(略) ウ(略) エ(略) <u>(追加)</u>	第3章 災害廃棄物処理対策 3 大規模災害が発生した場合の対策 (略) (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 ア(略) イ(略) ウ(略) エ(略) <u>オ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u>	防災基本計画の修正 (R2.5.29) を踏まえた修正等
171	第4章 被災者等の生活再建等の支援 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>(追加)</u> (略)	第4章 被災者等の生活再建等の支援 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> <u>また、調査体制の強化を図るため、県を通じて、協定締結団体に対し、住家の被害程度の調査への応援協力を要請することができる。</u> (略)	防災基本計画の修正を踏まえた修正

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画)案 新旧対照表

ページ	現行(令和2年2月修正)	修正案	改正理由
171	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
172	(略)	(略)	
	<p>7 災害見舞金</p> <p>(1) 町は、災害により、死亡(行方不明を含む。)又は30日以上の入院治療した場合並びに家屋が全半壊、全半焼又は床上浸水した場合に、「東浦町災害見舞金等支給要綱」により、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p>(2) 県は、災害により、死亡(行方不明を含む。)又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p>	<p>7 災害見舞金</p> <p>(1) 町は、<u>自然</u>災害により、死亡(行方不明を含む。)又は30日以上の入院治療した場合並びに家屋が全半壊、全半焼又は床上浸水した場合に、「東浦町災害見舞金等支給要綱」により、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p>(2) 県は、<u>自然</u>災害により、死亡(行方不明を含む。)又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p>	<p>表記の整理</p>